

【前期第8問】

ある日の夜、X（男性）とY（女性）は食事をした後、XがYを駅まで送り、別れた。

Yが帰りの電車に乗ろうと駅のホームにいと、酒に酔ったA男から執拗にからまれた。Yはこれからのがれようとホームにいた乗客に助けを求めたが、誰一人これに協力してくれる者はなかった。A男に首のあたりをつかまれたYはA男をわが身から離そうとA男の右肩付近を両手で突いたところ、よろめいたA男はホームに転落し進行してきた電車に挟まれ死亡した。

一方、XはYを送った後、自宅に帰る道を歩いていると、肩がぶつかったことから酔っ払っている様子のB及びCにからまれた。Xは相手にせず無視していたが、BとCはそのXの態度が気に入らず、Xを人気のない裏通りに連れて行き、「今謝ったら許したるから土下座せえや」等挑発的な発言を繰り返しながらXの脛のあたりを軽く蹴ったり、肩を小突いたりしていた。

Xはこれをしばらく耐えていたが、Cが「ちょっとそこらで小便してくる」とBに言いその場からいなくなった際、相手が1人なら逃げれるだろうと思い、その場から逃れるためBの肩付近を両手で押して走った。Bはそれに激昂し、Xを全力で追いかけて「待てこの腰抜け」と言いながら殴りかかったため、Xはかっとなり、それを避けBの顔面を右手で1回殴打した（第1暴行）。するとBはその場に仰向けに倒れ動かなくなった。Xはその状況に驚き、その場から後ずさりしたものの、「俺をばかにするかこうなるんだ」とつぶやきBの腹部等を足蹴りにしたり腹部にひざ頭を落としてぶつけるなどの暴行を加え（第2暴行）傷害を負わせた。その後Bは第1暴行が原因で死亡した。

Cは2人の怒鳴り声に驚き急いで戻ってきた。怒りが収まらなかったXはたまたま足元に鉄パイプが転がっているのに気付く、Cを憤激させれば必ず攻撃してくるに違いないと十分認識しつつ「おい。こうなりたくなかったらお前が土下座しろ」と言った。予想通り憤激したCが殴りかかってきたのでXは落ちていた鉄パイプを拾い上げCを殴打し傷害を負わせた。

XとYの罪責を検討せよ。なお、XのCに対する行為については争う必要はない。

参考判例 千葉地裁昭和62年9月17日判決

最高裁平成20年6月25日第一小法廷決定